

第5章 計画の推進体制と評価

1 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、市・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等の協働が欠かせません。それぞれが専門性を活かし、主体性を持ちながら、包括的に取り組むことが重要です。



(1) 市

本市では本計画の施策・事業を総合的に実施し、地域福祉の推進に取り組みます。また、地域福祉の推進に向け、本計画の周知を図るとともに、事業の効果等を踏まえ、地域づくりに資する事業の一体的な実施に向け、市内だけでなく市民や各関係機関との連携強化に取り組みます。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域の関係機関や団体等と連携し、地域のつながりと支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしています。

そのため、本計画と富谷市社会福祉協議会で策定した「地域福祉活動推進計画」をもとに、「地域共生社会」の実現に向けて、本市の地域福祉を推進していくことが重要です。

(3) 事業者・関係機関

福祉サービス事業者や地域包括支援センター等の関係機関は、サービスの質の確保や事業・サービス内容の情報提供及び周知、地域や他の関係機関との連携に取り組むことが求められています。

なかでも、社会福祉法人では、対応が困難な福祉ニーズに対応するため、地域における公益的な取り組みを地域と連携して実施していくことが求められています。

(4) 市民

市民一人ひとりがお互いの人格・個性を尊重し、地域の人々や社会福祉協議会、事業者、関係機関、市等と連携するとともに、地域福祉活動に積極的に参画し、共生社会の実現に取り組んでいくことが求められています。本計画等を参考にしながら、富谷市民として、自分に何ができるかを考えてみましょう。

2 計画の進捗評価

基本理念に基づき、本計画を実効性のあるものとして効率的・効果的に推進していくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。

そのため、毎年度計画の進捗状況について、地域福祉計画検討委員会及び地域福祉計画推進本部会議、地域福祉計画推進協議会に報告し、施策・事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策・事業の実施に活かしていきます。

